

NO	資料該当箇所	質問	回答
1	募集要項及び公募設置等指針3頁第1章2	サイクリングターミナルの客室について、14室全ての部屋を洋室に改修し、ユニットバスを設置する予定か。	14室全ての部屋を洋室に改修することを想定しているが、選定事業者が畳の和室を数室残したい場合については協議することは可能。全室にユニットバスを設置することを想定している。
2	募集要項及び公募設置等指針3頁第1章2	サイクリングターミナルの客室について、洋室はツインルームの定員2名が基本となる予定か。	洋室はツインルームの定員2名を基本とするが、選定事業者と市との協議により、簡易ベッドの設置等を検討することは可能。
3	なし	サイクリングターミナルの敷地について、現状は桜や白鳥を見るために散歩客等が敷地に入っているが、サイクリングターミナル営業開始後は、施設利用者のみが敷地に入れるように対応することは可能か。	サイクリングターミナルの営業開始後に、指定管理者が張り紙等を行うことで、施設利用者以外は敷地に入らないように制限することは可能。ただし、設置条例の中に「市民福祉の増進」「青少年の健全育成」とあるため、市民や地元児童等が白鳥や桜を見学しに敷地に入る場合には、施設利用者には迷惑がかからない範囲で受け入れをお願いしたい。
4	なし	サイクリングターミナル及び（仮称）南側公園用地敷地内の植木の剪定等は誰が行うのか。	サイクリングターミナル内の植木の剪定や消毒等樹木に関する作業は市が行う。（仮称）南側公園用地の公園管理、樹木に関する作業、芝の管理、除草作業等は市が行う。選定事業者が（仮称）南側公園用地に公募対象公園施設を設置運営する際に独占的に使用する土地に関しては、選定事業者側に管理していただく。
5	なし	レストランのレジスターやPOSレジについては、事業者側が設置することでよろしいか。	選定事業者による設置を想定している。

NO	資料該当箇所	質問	回答
6	なし	レストランの厨房機器は市側が設置する予定でよろしいか。	選定事業者との協議により、市が設置する厨房機器の内容・数量等は調整する。
7	なし	ガス、水道、電気等の供給事業者とは、選定事業者が直接契約することになるか。	選定事業者である指定管理者と供給事業者との間で契約していただくことになる。
8	なし	サイクリングターミナルという名称なので以前は貸自転車事業を行っていたのか。	以前は貸し自転車事業を行っており、サイクリングターミナル条例に自転車の貸し出しを事業の一つとして記載していた。令和4年12月に同条例を改正し、貸自転車事業を継続しなければならないという条件はないが、指定管理者が収益を上げるための自主事業として、貸自転車事業を提案していただくことは可能。
9	なし	電灯のLED化はされるのか。	現時点での工事設計では、照明器具はLED化することを想定している。
10	なし	エアコンの機種、台数を教えて欲しい。	レストラン・共用部のエアコンは業務用マルチエアコン室外機（28.0kw相当）×5台、カセット形室内機（11.2kw相当）×10台程度 他の客室等に壁掛けルームエアコン（4.0kw相当）×22台を設置予定。エアコンの機種は未定。

NO	資料該当箇所	質問	回答
11	なし	防犯の観点から、客室の北側に柵の設置は可能か。	指定管理者が敷地内に柵等を設置することは可能。
12	なし	大浴場の浴室の容量、給湯器の仕様を教えてください。	現時点の工事設計では、浴室の容量は4,680ℓ×2槽、給湯器はガス瞬間式で、350kw相当（約200号）を想定している。
13	公園区域図	（仮称）南側公園用地について、土地が平らになるように、平地にする整備も市側で行う予定か。	選定事業者の提案内容により、市が予算の範囲内で整地等の工事を行う予定。
14	公園区域図	（仮称）南側公園用地の花ハスの樽とつつじは市が移動させることになるか。	（仮称）南側公園用地の花ハスの樽は、公園区域図の公園管理用地（ハス）のエリアに移動して市が管理する。つつじについては、別の場所に移植する予定。

NO	資料該当箇所	質問	回答
15	募集要項及び公募設置等 指針11頁 第3章13	（仮称）南側公園用地の公募対象公園施設として、飲料 や飲食物の自動販売機を設置することは可能か。	公募対象公園施設（売店）として自動販売機の設置は可能。設 置許可使用料を市へ支払うものとなる。
16	募集要項及び公募設置等 指針14頁 第3章18	特定公園施設でベンチとか休憩所とかを建てた場合は、 市が管理するのか。	特定公園施設は選定事業者が設置した後に市へ無償譲渡してい ただくため、市が管理を行う。
17	公園区域図	（仮称）南側公園用地に市が事務所棟を整備した場合 に、市の職員が配置されるのか。	市の職員は配置されない。事業者が運営上必要なものとして、 事務所棟を設置する。尚、市が整備する建築物については、選 定事業者の提案内容により、運営上必要な建築物を整備する予 定。